【1ページ目】

「障害者にやさしいICT機器等の普及に関する勉強会」・資料

日本版VPAT：今後の課題

2021年8月25日

東洋大学名誉教授

山田　肇

【２ページ目】

デジタル活用共生社会実現会議とその後

・今日の発表に関係する『実現会議報告書』の要点

1. ICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているか企業等が自己申告する「日本版VPAT」の仕組みを導入・
2. 『デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン』における調達要件への日本版VPATの活用等の追加

・日本版VPAT書式の完成－総務省担当課の努力に感謝－

・『デジタル・ガバメント実行計画』が強調する日本版VPATの普及啓発に進む必要

・普及の壁を破る鍵の一つが、2.項が掲げる公共調達要件への追加だが、目途はたっていない

・デジタル調達を主管するデジタル庁と協力して制度化に進む必要

【3ページ目】

日本版VPATの構造の課題

・米国はリハビリテーション法により、欧州は欧州アクセシビリティ法により、情報アクセシビリティが公共調達要件となっている

・欧米の情報アクセシビリティ基準は「視覚なしでの使用」「聴覚なしでの使用」などに分類されている

・評価結果の総括表もこの分類に沿っているので理解が容易である

・日本版VPATの構造は複雑である（次頁）

* 1. JIS規格X 8341が規定する個々の情報アクセシビリティ基準で評価する
	2. 「視覚なしでの使用」「聴覚なしでの使用」などに分類された、欧米に整合した評価結果の総括表に記入する

・（備考）個々の情報アクセシビリティ基準と評価結果の総括表の対応関係は、総務省が整理・公表している

【4ページ目】

JIS X 8341「高齢者・障害者等配慮設計指針−情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス−」を利用する際の課題

・X 8341は七分冊のシリーズ

・第1部：共通指針

・第2部：パーソナルコンピュータ

・第3部：ウェブコンテンツ

・第4部：電気通信機器

・第5部：事務機器

・第6部：対話ソフトウェア

・第7部：アクセシビリティ設定

・基準例：X 8341-4の6.1.3

・…利用者による確認は、複数の感覚によってできなければならない。

・機器が使用可能な状態か

・通信回線が使用可能な状態か…

・企業等で評価する際には、必要な分冊を選択し、個々の情報アクセシビリティ基準で評価し、総務省が用意した対応表に基づき評価結果の総括表に記入する手間がかかる

・日本版VPATの構造を修正し、「視覚なしでの使用」「聴覚なしでの使用」などと個々の情報アクセシビリティ基準との関係をわかりやすく整理する必要がある

【5ページ目】

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の課題

・「特注品」である公共サイトの受発注の際に、日本版VPATを利用するように求められていない

・現在は「みんなの公共サイト運用ガイドライン」が唯一の指針で、『デジタル・ガバメント実行計画』もその拡充を掲げるが、目途は立っていない

・「ガイドライン」は2016年公表だが、その後スマートフォン時代になり、改正を含め拡充は急務

・両省サイトも「ガイドライン」への対応が不十分など、問題が山積

・（例）厚生労働省が掲載する正しい手洗い方法の説明が画像PDFで、視覚なしでは理解できない

・（例）総務省サイトには不要な閲覧支援ツールがある

・公共機関全体として「ガイドライン」への対応が遅れている

・（例）Tokyo2020公式サイトなど

【6ページ目】

Tokyo2020公式サイトの場合

・[Tokyo2020公式サイト](https://olympics.com/tokyo-2020/ja/)をブラウザMS Edgeで開き、「音声で読み上げる」を設定すると、正しく読み上げられない

・2000年シドニーでは、ウェブアクセシビリティ非対応で組織委員会が敗訴した歴史があるというのに

・掲げる方針は一見立派だが

・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、大会の基本コンセプトの一つに「多様性と調和」を挙げています。本ウェブサイトも、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無などにかかわらず、誰もが情報にアクセスできることを目指し、「ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.1」に対応することを目標として、アクセシビリティの向上に取り組んでいます。

【7ページ目】

まとめと両副大臣へのお願い

・日本版VPATの普及の鍵は『デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン』における調達要件への追加であり、デジタル・ガバメントを主管するデジタル庁と協力して制度化に進んで欲しい

・ 『デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン』調達要件の付属資料として、「視覚なしでの使用」「聴覚なしでの使用」等に対応する、わかりやすい情報アクセシビリティ基準を掲載する必要がある

・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を、スマートフォン時代に対応して改正するとともに、全公共機関への普及を進めていただきたい